

# 計 画 書

阪神間都市計画生産緑地地区の変更（三田市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

種 類	面 積
生産緑地地区	約 6.44 ha

- 2 都市計画生産緑地地区中、三田－12 生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
三田－12 生産緑地地区	約 0.48ha	一部追加

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理 由

別紙理由書のとおり

## 理 由 書

生産緑地地区は、平成3年の生産緑地法改正によって、市街化区域農地等の持つ緑地機能に着目し、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境や生活環境の確保等に資する農地等を計画的に保全することで、良好な都市環境を形成することを目的として都市計画決定されたものである。

三田-12生産緑地地区は、平成4年10月にこれらの趣旨から都市計画決定されたものである。このたび、申出のあった農地について、生産緑地地区の指定の条件を満たすことから、追加指定により市街化区域農地の保全を図るものとして、本案のとおり区域を変更するものである。